

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部北部建設局 北部建設課
委託業務番号	令和5年度 北建委第35号
委託業務名称	高月・木之本地区市道植栽帯等除草作業委託
委託業務場所	長浜市高月町渡岸寺他
業務の概要	市道植栽帯・歩道・残地の除草、剪定、処分作業(年間2回実施)
履行期間	令和5年5月17日 から 令和5年11月30日 まで
契約年月日	令和5年5月17日
契約額(税込)	1,930,816円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市小堀町375番地1 [商号又は名称] 公益社団法人 長浜シルバー人材センター
契約相手方の選定理由	市シルバー人材センターに委託することにより安価で業務を委託でき、作業箇所を熟知していることや、高齢者の働く機会が増加し、健康で働くことが地域への貢献活動になるため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)
根拠規定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)  売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸 (1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。  不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。  (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。  (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。  (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。  (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。  (9) 落札者が契約を締結しないとき。